授業料等減免制度継続申請のご案内
（授業料等減免制度を利用中の学生向け）

参考：令和５年度　１０月継続申請版

授業料等減免制度の減免対象として認定され、支援を受けている方が引き続き本制度を利用するためには、支援の継続に係る手続を行う必要があります。

※手続を行わなかった場合、１０月以降の支援は停止されます。

この「ご案内」では、引き続き減免対象として支援を受けるための要件や必要な手続の流れについて記載しています。

内容を十分ご理解の上、希望者は手続を行ってください。

なお、ご不明な点等があれば、担当者にご相談ください。

❶ 認定要件

次の①～③の全ての要件を満たすことが必要です。

① 国籍・在留資格等に関する要件（新規申請時と同じ）

次のいずれかに該当すること。

ア　日本国籍を有する者

イ　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者

ウ　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

エ　出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると当校の長が認めた者

※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）については対象にはなりません。

② 学業成績等に関する要件

下表の「廃止」の区分に該当していないこと。

区分	学業成績の基準
廃止	次の１～４のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき １　修業年限（※）で卒業又は修了できないことが確定したこと。 ※普通課程は１年、専門課程・専門ＤＳ・応用課程は２年、総合課程は４年 ２　修得した単位数の合計数が標準単位数の５割以下であること。 ３　授業への出席率が５割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 ４　次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	次の１～２のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき １　平均成績等が所属科における下位４分の１の範囲に属すること。 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合を除く。 ２　授業への出席率が８割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前の「廃止」区分の３に掲げる基準に該当するものを除く。）

③ 家計の経済状況に関する要件（新規申請時と同じ）

次のア及びイに掲げる基準を満たすこと。

ア　収入に関する基準

学生及びその生計維持者のそれぞれの「市町村民税の所得割額」を合算した額（減免額算定基準額）が下表のいずれかの区分に該当すること。ただし、政令指定都市が発行する課税（所得）証明書により証明される市民税の所得割額については、その額に４分の３を乗じて得た額を用いることとすること。

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100 円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100 円以上～25,600 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 2/3
第Ⅲ区分	25,600 円以上～51,300 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 1/3

イ　資産に関する基準

学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

〔基準額〕

生計維持者が２人の場合　：　2,000 万円未満

生計維持者が１人の場合　：　1,250 万円未満

なお、ここで言う資産とは、次のものであること。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え （仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む）
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。（ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。）
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	―
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等（延べ棒） ※ 宝石（指輪等）は含まない。

資産の確認については、申請者の自己申告によるものとする。

ウ　「生計維持者」の定義

学生の「生計維持者」に該当する者については、次の整理により判断すること。

i)父母がいる場合　・・・　父母が生計維持者となる。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2 名）が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。）

ⅱ）父母がいない場合　・・・父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる（例えば、父母を亡くした後、叔父が学生等の学費や生活費を支援している場合は、その叔父が生計維持者となる）。該当者がいない場合（独立生計の場合）は、学生本人のみが生計維持者となる。

ⅲ）社会的養護を必要とする者（児童養護施設等に入所していた者等）の場合

・・・父母の有無を問わず、独立生計と見なし、学生本人のみが生計維持者となる。

❷ 減免額

① 減免の対象となる授業料

実習費などとして「授業料」とは別に徴収されているものは含まれません。

なお、自治体、民間団体等により実施されている各種支援事業について、本制度での授業料等減免と併せて利用することについては、制限するものではありません。

② 減免額

授業料等減免の額は、上記１③の収入に関する基準の区分ごとに下表の額となります。また、授業料の減免は学年を前期と後期に分けて、１学年において２回実施されるため、減免額は１回につき、下表の半期分の額となります。

◇授業料等減免の上限額（年額）

課程	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分 （第Ⅰ区分の 2/3）	第Ⅲ区分 （第Ⅰ区分の 1/3）
総合課程	535,800 円	357,200 円	178,600 円
専門課程	390,000 円	260,000 円	130,000 円
専門課程活用型デュアルシステム	390,000 円	260,000 円	130,000 円
応用課程	390,000 円	260,000 円	130,000 円
普通課程	115,200 円	76,800 円	38,400 円

❸ 申請手続

１．申請書類

以下の表を確認の上、該当する書類を提出して下さい。

・必要書類一覧

対象者	必要書類
授業料等減免制度を利用中で継続を希望される方 **全員**	①「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」（様式２）及びその別紙（以下「継続願」という。） ②市区町村の発行する住民票（発行日が３ヶ月以内であって、申請者本人及びすべての生計維持者のもの。マイナンバーや本籍地の記載がないもの。）（原本） ③課税（所得）証明書（申請期間中に市区町村で発行される直近の本人分及びすべての生計維持者分）（原本） ※居住地の市区町村が発行するもので、市町村民税の所得割額が確認できるもの ※市町村民税は、令和５年度１０月の申請においては令和４年１月１日現在で居住しているところ（原則として住民票の住所）で課税されるため、１月２日以降に他の市区町村に転居した場合は、１月１日時点で居住していた市区町村から取り寄せること。 ※生計維持者が令和４年１月１日時点で海外に居住している（いた）場合は、別途学務課（学務援助課、学生課）へ相談すること。
以下は、該当者のみ提出が必要な書類です。	
外国籍の者 ※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）は本制度の対象外）	申請者本人が在留資格に関する要件を満たしているかを確認できる下記のいずれかの書類（在留資格・期限が明記されているもの） ・申請者本人の「在留カード」（写し） ・申請者本人の「特別永住者証明書」（写し） ・その他市区町村の発行する住民票（原本、全員が提出する書類として提出されている場合は併用可）等、在留資格・在留期限等が明記されているもの ※申込時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類の写しを併せて提出すること。
申請者本人又は生計維持者が生活保護を受給していた者	・生活保護決定（変更）通知書（写し）等 ※保護受給期間に、令和５年１月１日を含むことがわかるものを提出すること。

申請者本人（学生等）が独立生計の者 ※該当する場合、事前に相談すること	・健康保険証（写し） ・父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（父母の源泉徴収票（写し）等）

※必要に応じて追加書類（「授業料減免申請書類チェックシート」等）の提出を求める場合があります。

２．手続の基本的な流れ

手続の基本的な流れは下図のとおりとなります。

なお、今回継続が認められた場合でも、その後も減免を希望する場合は、半年ごとに改めて「継続願」を提出し、成績及び収入要件による審査を受ける必要があります。この審査の結果、減免の認定が取り消されたり、減免の区分が変更になったりする場合があります。

① 継続申請（申請書の提出）…１０月末日まで

継続願や前掲の必要書類等を作成の上、担当へ提出

↓

②ポリテクカレッジによる審査…１１～１２月

↓

③審査結果通知…１２月

↓

④後期授業料の納付…別途通知する期限内

第Ⅱ区分（３分の２免除）又は第Ⅲ区分（３分の１免除）に該当、もしくは不認定だった場合は、期限内に必要な額の納付を行うこと。

↓

⑤継続願の提出…４月

次年度以降も授業料減免の継続を希望する場合は、半年に１回継続願を提出し、学業成績、収入及び資産に関する要件の確認を受ける必要があること。

なお、専門課程在籍中に授業料等減免制度を受けていた者が、応用課程に進学後も授業料等減免を希望する場合は、改めて新規に授業料等減免申請を行うこと。

❹ 注意事項

１．授業料減免の継続のための要件確認について（適格認定）

（１）授業料減免の継続にあたっては次の要件確認が必要となります。

①年１回行う家計状況の確認により、収入や資産が授業料減免の基準を満たすかどうか及び基準を満たす場合の授業料減免の支援区分の判定がなされ、この結果に従い、授業料減免の停止や授業料減免を継続する際の支援区分の変更があり得ること。

②半期毎に行う学業成績の確認により（総合課程は年度末に１回）、成績不良のため基準を満たさない場合は、授業料減免の「廃止」や「警告」という措置が講じられること。

「廃止」となった場合は、以降の授業料減免が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなること（専門課程在籍時に「廃止」区分に該当した場合、応用課程へ進学しても支援の対象とならないこと。）。

「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があること。連続して成績が向上せず「警告」となった場合は、「廃止」となること。

著しく成績不良である場合は、当該学期の初日（総合課程は年度の初日）に遡って認定を取消され、減免された授業料を納付する必要が生じること。

（２）懲戒としての退校、停学、戒告または訓告の処分を受けた場合は、授業料減免については「廃止」又は「停止」になります。認定を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日で認定の取消を行い、処分日の属する学年の初日に遡って授業料を徴収することとなります。

２．休学・退校について

（１）休学・退校する場合は、休学・退校願を提出する際に、必ず、減免の担当者にも申し出て、必要な手続を行ってください。

（２）正規の手続により休学した場合は、復学後、休学期間分は、授業料減免を申請することが可能です。

３．不正による認定の取消しについて

学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、授業料等減免対象者としての認定を取消し、減免していた授業料等について、支払いを求めます。